

[事案 28-127] 契約解除取消請求

・平成 29 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に病気について伝えていたこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 4 月に契約した医療保険（契約①）および平成 27 年 10 月に契約したがん保険（契約②）について、それぞれ平成 28 年 5 月、同年 3 月に告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、両契約の解除を取り消してほしい。

- (1) 契約①は、10 年以上も前の病気（転移性奇胎）を理由として解除されており、不当な解除である。
- (2) 契約②は、告知にあたって、募集人に、甲状腺に異常があることを伝えていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①については、転移性奇胎加療後を診断名として、告知日から 2 年以内に計 8 回通院しているから、告知義務違反に該当する。
- (2) 契約②については、申立人と募集人との通話記録によると、申立人は、甲状腺の検査について言及しているものの、募集人に告知書を確認するよう提案され、その結果、申立人は告知事項には該当しないと回答しているため、募集人による告知妨害等があったとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①または契約②の告知義務違反による契約解除の取消しを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。